



(Ref S8)

(ChatGPT への質問)

英国の税制上の概念の一つである Domicile とは何ですか？

(ChatGPT からの回答)

英国の税制において、Domicile（ドミサイル・本拠地）とは、個人の最終的な帰属地や人生の拠点として考える国を指す重要な法的概念です。これは居住（Residence）とは異なり、単なる現在の生活場所ではなく、根本的にどの国を本拠地と見做すかを示します。

Domicile の基本的な考え方

Domicile は通常、次のいずれかで分類されます。

1) 原始的 Domicile (Domicile of Origin)

生まれた時に自動的に取得する Domicile。原則として父親（又は母親）の domicile を引き継ぐ。

2) 選択による Domicile (Domicile of Choice)

成年後に、自らの意思で別の国を永住の本拠地とする場合に取得。実際の居住 + そこを永住地とする意図の両方が必要。

3) 従属による Domicile (Domicile of Dependency)

未成年など、法的従属者が世帯主の domicile に従う場合

税制における Domicile の意味

英国の税制では、居住状況（Residence）と 本拠地（Domicile）により課税範囲が異なりましたが、2025 年 4 月に税制改正があり、その Domicile の概念は廃止され、居住状況のみで判断される様に変更されました。

まとめ

Domicile とは、税制上その人が根本的に属している国を定義する法的概念で、英国では海外所得課税や相続税に大きな影響を与えました。しかし、2025 年 4 月に英国は所得税・譲渡所得税・相続税制上の domicile の概念を廃止し、税制上の居住地に基づく課税に変更しました。

(ChatGPT への質問)

その税制上の Domicile と言う概念は、世界で使用している国は有りますか？

(ChatGPT からの回答)

はい。税制上の Domicile (本拠地) と言う概念自体は英国で重視されて来ましたが、世界でも同様、又は類似の考え方を採用している国があります。但し、その内容・使われ方や税制上の影響は英国ほど独自で厳密なものとは限りません。

1. non-dom・domicile 税制を持つ国

下記の国は、従来の英国の non-dom (非本拠地) 制度に似た税制や特別ルールを設けています。

イタリア：非ドミサイル (non-dom) 制度を設定し、海外所得の課税方法で優遇制度があります。但し、英国の制度とは条件や細部が異なります。

アイルランド：英国と同様に domicile を判断する制度を税制上持ち、非ドミサイルの居住者には外国所得に優遇措置を設けるルールがあると紹介されています。

マルタ：非ドミサイル課税制度があり、外国所得について一部免税（送金ベースなど）が認められる仕組みがあります。

キプロス：非ドミサイル優遇税制を持つことで知られています（一定期間所得や利得に対して優遇）。

ギリシャ：非ドミサイル・特別税制を設け、一定の外国所得に対して優遇措置があります（但し、寄付額や投資要件などがある）。

これらの制度は 従来の英国の non-dom 制度の影響を受けたか、国際的に富裕層誘致を目的として設計されたもの と言われています。

2. Domicile の意味は国によって異なることが多い

英国の domicile は 終身の本拠地 として判例法ベースで長年使われて来た特殊な概念ですが、他国では同じ言葉が 法律上、全く同じ意味 とは限りません。多くの国では税務上 residence (居住) 主義・territorial taxation (領域主義) を基本とし、domicile が税務上の要素になっている国は欧州内でも限られています。

3. 他の国の多くは居住ベース課税

世界の多くの国では、個人の税制上の課税範囲は その国での一定期間の居住状況 (residence) に基づきます。例えば：

中国：183 日ルールなどにより、税務上の居住判定が行われます (domicile 的概念は居住と結びついて使用)。

米国： bona fide residence test (居住者判定) や substantial presence test (実質滞在基準) があり、非居住者かどうかで所得課税範囲が変わりますが、これも domicile とは異なる概念です。

4. まとめ

* 英国は歴史的に非常に独自性の強い domicile (本拠地) と言う概念を税制に組み込んで来た国です。しかし、英国も 2025 年 4 月に、税制上の domicile の概念を廃止し、居住国ベースでの課税に変更しました。

* 従来の英国と同様の考え方の domicile 制度を持つ国は少なく、イタリア・アイルランド・マルタ・キプロス・ギリシャなどが、non-dom に近い制度を持つとされています。

多くの国は domicile よりも居住 (residence) ベースで課税範囲を決めています。